

令和4年度第1回厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議次第

日時 令和4年8月10日(水)
午前10時から11時まで
場所 第二庁舎15階 農業委員会会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・資料1・2

(2) 令和3年度セーフコミュニティ推進条例の点検について・・・・・・資料3

(3) 視察可能なセーフコミュニティ活動について

4 そ の 他

5 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

No.	役職	氏名	よみがな	選出区分
1	委員長	前場 政行	ぜんば まさゆき	有識者
2	職務代理	南波 正志	なんば まさし	市民公募
3	委員	潮田 春男	うしおだ はるお	有識者
4	委員	佐藤 夏奈子	さとう かなこ	市民公募
5	委員	曾我 晶子	そが あきこ	有識者

※任期：令和3年7月27日～令和5年7月26日

○厚木市セーフコミュニティ推進条例

平成24年10月11日

条例第18号

改正 平成24年12月25日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」とい

う。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築
(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

平成24年10月11日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。

(3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については傍聴者に配布するものとし、その他の資料については委員長があらかじめ認めた場合に限り、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。

(2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、セーフコミュニティ推進主管課が行う。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

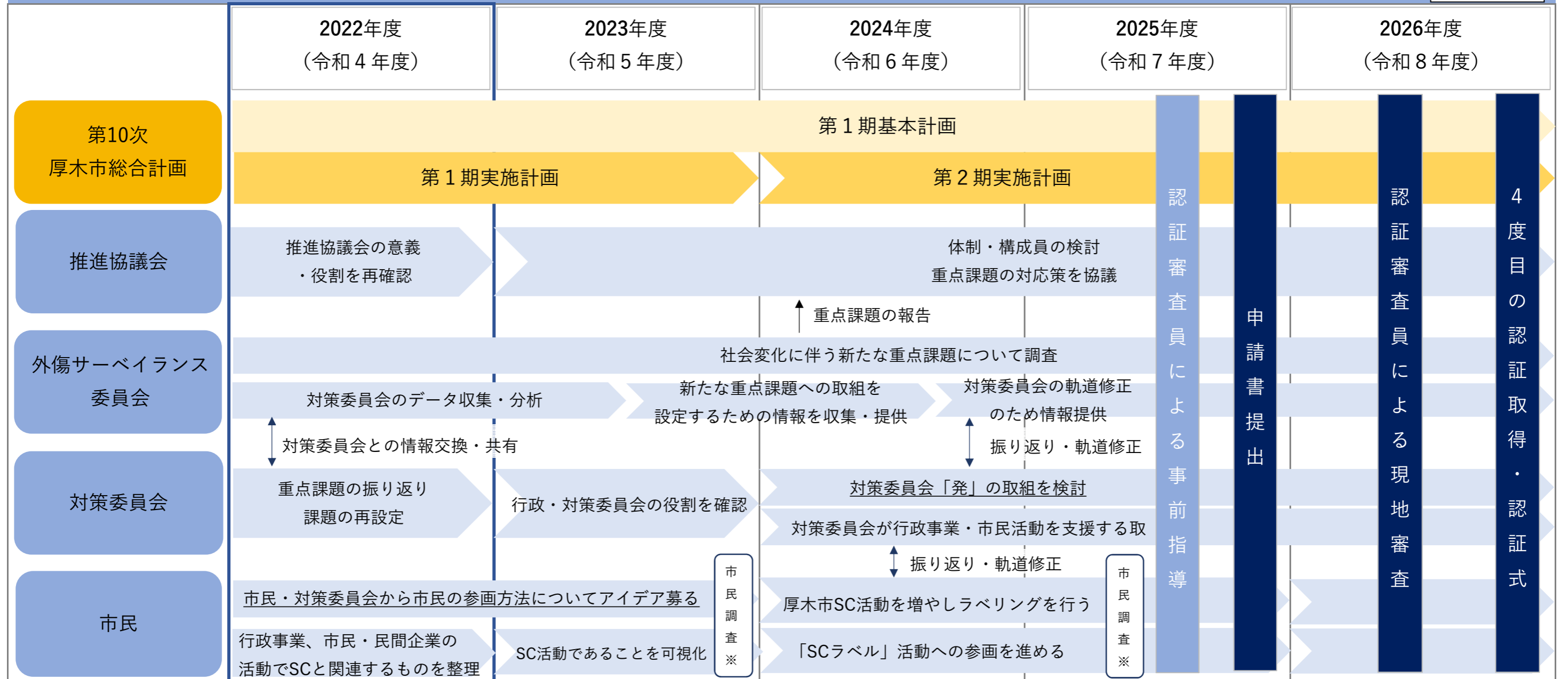
セーフコミュニティ活動に係る今後のスケジュール

資料 1

(2022年7月19日現在)

	2022年										2023年				
	令和4年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
厚木市 SC・ISS関連				25 SC推進協議会(第1回)	10 SC推進委員会(第1回)	15 PM 清水小学校現地審査	16 AM 妻田小学校現地審査	16 PM 睦合東中学校現地審査		18 清水小・妻田小・睦合東中認証式典	年間レポート提出		SC推進委員会(第2回)		SC推進委員会(第3回)
対策委員等 関係員連	4 市内中小企業向け安全衛生研修会	27 外傷サーベイランス策委員会	19 職場(労働)の安全対策委員会	23 SC担当者会議		27 外傷サーベイランス策委員会	24 外傷サーベイランス策委員会	25 職場(労働)の安全対策委員会		7 危険体感講習	19 市内中小企業向け安全衛生研修	17 職場(労働)の安全対策委員会			16 職場(労働)の安全対策委員会
他自治体 国際会議				27-29 豊島区SC現地審査			松原市SC事前指導		13-14 第10回SCアジア会議(世宗)	下旬 久留米市SC事前指導	8-10 郡山市SC現地審査	豊島区認証式典	亀岡市SC報告会		上旬 郡山市認証式典

※SC・・・セーフコミュニティ ISS・・・インターナショナルセーフスクール



※市民調査…安全・健康・コミュニティに関する調査

現在の厚木市セーフコミュニティの状況	
市民	SCの認知度は高いが、団体や地域の代表等参画できる場が限定的
推進協議会	SC事務局の報告や提案を受け承認
外傷サーベイランス委員会	①外傷状況等以外の視点からの評価は今後 ②対策委員会との直接的な交流がない
対策委員会	関係課が事務局となり、調整・資料作成・進め方の青写真を作成 団体や地域の代表が委員となっているが、活動そのものへの関与は限定的

※SC…セーフコミュニティ

4度目の認証取得までに期待する到達点	
市民	①市民が多様な形で参画できる場・方法の拡大 → 市民満足度の向上 ②多様な市民の主体的な参画 (特に女性や若い世代)
推進協議会	①地域のキーパーソンが一堂に会する機会を捉え、承認に加え議論の場へ ②多様な市民による議論の場へ → 若年層や女性
外傷サーベイランス委員会	①厚木市としての重点課題の振り返り ②具体的・多面的なSC効果の分析結果の提示 (市民のQOL、社会損失等) ③対策委員会がこれまでの振り返りと新たな課題について議論できる情報の提供 ④対策委員会ごとの重点課題の設定を見直すための支援
対策委員会	対策委員会が行政事業を支援・補完 市民の主体的な参画と自立度を向上 → 対策委員会「発」の取組

※QOL…Quality of Life (クオリティ・オブ・ライフ) の略。生活の質。

令和 3 年度

厚木市セーフコミュニティ推進条例

運用状況点検報告書

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

厚木市セーフコミュニティ推進条例点検結果

【市民の役割】

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) 大学生や高校生の防犯パトロールへの参加は、厚木市の特徴的な取組であり、セーフコミュニティの取組を周知する上でも大変有意義である。</p> <p>(2) セーフティベストの作製枚数が着実に増加しているだけでなく、市内において、そのベストを着用して活動することが浸透してきている。この活動は、事件や事故発生の抑止につながっていると感じる。</p> <p>(3) 各地で青色回転灯搭載車の活動団体が結成されたことは、自分たちのまちは自分たちで守るという強い意志の表れであり、犯罪抑止活動に大いにつながっている。</p> <p>(4) 青色回転灯搭載車によるパトロール活動は、地域に偏りがみられる。地域ごとの事故、犯罪件数等も加味しながら登録団体を増やしていけると良い。まずは、安心・安全に取り組んでいる団体を中心に、パトロール活動の推進を行うことも一案である。</p> <p>(5) 青色回転灯搭載車の登録台数が把握できているのであれば、登録台数の経年変化を示すとより変化が感じられる。</p>
------	--

【市の責務】

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

1 点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) セーフコミュニティ地域安心安全研修会の参加人数は増えているが、もっと興味を持ってもらえるようにアピールできるといい。</p> <p>(2) コロナ禍においてセーフコミュニティ地域安心安全研修会は大変難しい開催であったと思うが、オンライン併用等を取り入れた研修会は工夫を凝らしており評価できる。</p> <p>(3) コロナ禍で市民参加の活動機会が削減されている。工夫して活動していくためにも市の支援はより必要と考える。</p> <p>(4) 高校生や大学生に呼びかけた次世代防犯ボランティア研修会の実施は、工夫を凝らしたものであり、評価できる活動である。</p> <p>(5) 安心・安全セーフコミュニティ推進地区で実施した特徴的な取組を紹介してみてもどうか。</p>
------	--

【基本計画】

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調	<input type="checkbox"/> 不十分	<input type="checkbox"/> その他
------	-----------------------------	--	------------------------------	------------------------------

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) 数多くの団体が協議会に関わっていることは、大変良い。</p> <p>(2) コロナ禍においても、セーフコミュニティの諸活動が推進されたことは評価できる。</p> <p>(3) 外傷サーベイランス委員会の取組で小学校において安全授業を実施したことは、高く評価したい。教師とは違う専門家による授業は、子どもたちにとっても有意義な取組である。</p> <p>(4) セーフコミュニティ推進自治体ネットワークの他自治体における成功事例を厚木市の取組に導入してはどうか。</p>
------	--

【推進体制】

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》 (1) 対策委員会の取組として、小学校や企業にアプローチしていることは大変良い。今後も課題に応じた活動を工夫して進めていくことを期待する。 (2) 3度目のセーフコミュニティ国際認証の取得は、市民協働で安心・安全なまちづくりを目指した活動が評価されたものである。引き続き、気を緩めることなく活動を進めてほしい。
------	---

【情報提供】

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) 幅広い情報を様々な場所で発信できている。</p> <p>(2) 情報の入手が困難な方（インターネット等に疎い方や外出しない方等）にも、情報が行き届くようにしてほしい。</p> <p>(3) 情報提供の資料は、よく工夫されている。多くの市民に伝わるよう、今後も内容・提供方法等を工夫していく必要がある。</p> <p>(4) あつぎロードギャラリーにセーフコミュニティコーナーを設置したこと、高齢者の事故予防カレンダーの作成について、これまでにない周知方法であり、高く評価する。</p> <p>(5) 広報紙において、トピックと併せて具体的な事故やけがの防止策を掲載すると、市民の行動も変容するのではないか。</p>
------	---